明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（**厚生労働**一〇）　一

○保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（**同**一一）　二七

○国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通**四）　三〇

○貨物自動車運送事業者等の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（**同**五）　三三

○貨物自動車関連事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（**同**六）　三三

〔告　示〕

○貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（**農林水産・経済産業・国土交通**一）　三三

○廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（**環境**六）　三六

〔官庁報告〕

官庁事項

令和七年度地方団体の歳入歳出総額の見込額（内閣）　四四

〔公　告〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項関係　六七

裁判所

破産、免責関係　八一

特殊法人等

独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録関係　二二

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二三

会社その他

会社決算公告　二五

省令

○厚生労働省令第十号

国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年二月十八日

厚生労働大臣　福岡　資麿